

## 「農林水産関係市町村別データ」利用者のために

### 1 作成方法

#### (1) 農作物

農作物に係る農林水産関係市町村別データは以下の方法で作成した加工統計であり、作成するうえで精度を設定しているものではない。なお、「作物統計調査」は都道府県計値を求めるために設計されている。

ただし、野菜の農林水産関係市町村別データは「作物統計調査」により、指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第二条に規定）について、野菜指定産地（野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地）に包括されている市町村（平成19年5月17日告示）を調査した結果である。なお、北海道のばれいしょにおいては、全市町村について調査した。

##### ① 耕地面積及び水稻

「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに都道府県計値の内訳として市町村別に作成した。

##### ② 麦及び大豆

「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における集出荷団体等への郵送調査、農家への標本調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに都道府県計値の内訳として市町村別に作成した。

##### ③ てんさい

「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における製糖工場等への郵送調査、現地見積りの結果及び関係機関からの情報等をもとに北海道計の内訳として市町村別に作成した。

#### (2) 水産物

水産物については、「海面漁業生産統計調査」の結果を、市町村別に計上したものである。

2 農作物に係る市町村別データは、市町村間の出作・入作を考慮していない（属地統計）。また、水産物については、海面漁業経営体の所在する市町村に計上している（属人統計）。

3 農作物に係る数値については、次の方法で四捨五入しており、都道府県計値と市町村別の内訳の計が一致しないことがある。

原 数	7けた以上 (100万)	6 け た (10万)	5 け た (万)	4 け た (1 000)	3けた以下 (100)
四捨五入するけた (下から)	3 けた	2 けた	2 けた	1 けた	四捨五入 しない
(例)					

四捨五入する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
四捨五入した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

4 表中に用いている符号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

5 農林水産関係市町村別データの市町村範囲については以下のとおり。

(1) 耕地面積、水稻、麦、大豆及びてんさい

平成20年3月31日現在の区域

(2) 野菜

平成19年5月17日現在の区域

(3) 水産物

平成19年1月1日現在の区域

「農林水産関係市町村別データ」についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 企画班

代表：03（3502）8111 内線 3684

直通：03（3501）4502